

箕面市競争入札参加者資格審査要綱

平成 8年1月12日
箕面市訓令第1号

改正 平成10年 2月18日訓令第 4号

改正 平成11年12月27日訓令第32号

改正 平成12年 3月31日訓令第10号

(趣旨)

第1条 市が発注する工事、物品購入、修繕及び各種委託（以下「工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査については、箕面市契約規則（昭和55年箕面市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(申請書等)

第2条 入札参加者資格の資格審査を受けようとする者は、箕面市入札参加者資格審査申請書兼使用印鑑届（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- 一 登記簿謄本（原本又は写し）
- 二 許可、認可等を受けることとされている場合は、許可、認可等を受けていることを証する書類（許可証明書、登録証明書、許可書等）
- 三 被保佐人、被後見人及び破産者（復権を得ていない者に限る。）に該当しない旨の誓約書
- 四 申請書を提出する前一年間の法人税、所得税、事業税及び消費税の納税証明書（原本又は写し）
- 五 市内に本店、支店又は営業所等を有する者は、市税の納税証明書
- 六 印鑑証明書
- 七 技術者経歴書
- 八 委任状
- 九 建設業退職金共済組合加入・履行証明書（原本又は写し）
- 十 経営事項審査結果通知書（写し）
- 十一 工事業業者カード（様式第2号）、測量、設計等業者カード（様式第3号）又は物品業者カード（様式第4号）

3 市長は、申請書及び添付書類を提出した者に受付票を交付するものとする。

(資格の認定時期等)

第3条 市長は、箕面市建設工事等業者審査会の審査に基づいて入札参加資格を認定するものとする。

(別紙－２)

- ２ 前項の規定により認定された者（以下「有資格者」という。）は、箕面市入札参加者資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。ただし、規則第４０条の規定により契約を解除されたときは、当該契約の解除の日には有資格者の資格を失うものとする。

(有資格者の格付の算定及び等級)

第４条 市長は、有資格者の総合的な評価をするため、有資格者について格付の算定をし、等級を定めるものとする。

- ２ 市長は、規則第３条の２第３項に規定する有資格者名簿の有効期間の初日からおおむね２年を経過したときは、前項の規定により算定し、定めた等級の格付けを改定することができる。

(格付の算定)

第５条 有資格者の格付の算定は、客観点数をもつて行うものとする。ただし、格付けの算定可能な有資格者を対象とする。

- ２ 客観点数は、次の各号に掲げる方法をもつて算定した点数とする。
- 一 工事登録業者については、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３に規定する経営事項審査の総合評点とする。
 - 二 測量、設計等委託登録業者については、別表第１に定める点数及び計算式により算定した点数とする。

(等級区分)

第６条 有資格者の等級は、次の各号に定めるものの区分に応じ、当該各号に掲げる等級区分の総合点数に該当する等級をもつて定めるものとする。

- 一 工 事 等級区分（別表第２）
- 二 測量、設計等委託 等級区分（別表第３）

(変更届)

第７条 有資格者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその事実を証する書類を添えて書面により市長に提出しなければならない。

- 一 申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたとき。
- 二 営業の休止又は廃止があつたとき。
- 三 個人である有資格者が法人を設立し、当該法人が入札参加者資格を継承しようとするとき。

附 則（平成８年訓令第１号）

- １ この要綱は訓令の日から施行する。
- ２ 箕面市指名競争入札参加者選定要綱（昭和５５年箕面市訓令第１７号）は、廃止する。
- ３ この要綱施行の際、廃止前の箕面市指名競争入札参加者選定要綱による登録については、この要綱により名簿に登載したものとみなす。

附 則（平成１０年訓令第４号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

(別紙－２)

附 則 (平成１１年訓令第３２号)

(施行期日)

１ この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

(施行のための準備)

２ 施行日から有効となる有資格者名簿に係る改正後の第２条第１項の申請及び第２項の添付書類並びに改正後の第３条第１項の資格審査及び認定は、施行日前において行うことができる。

附 則 (平成１２年訓令第１０号)

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

(別紙－ 2)

別表第 1 (第 5 条関係)

測 量 ・ 設 計 等 委 託	$P = A + B + C + D + E$
--------------------	-------------------------

備 考 A 業種別年間平均完成業務 (受注・納入) 高
 B 自己資本額
 C 総職員数
 D 技術職員数
 E 営業年数
 P 客観点数

A 業種別年間平均完成業務 (受注・納入) 高

業種別年間平均完成業務 (受注・納入) 高	点数	業種別年間平均完成業務 (受注・納入) 高	点数
200, 000 百万円以上	178	1, 000 百万円以上 1, 200 百万円未満	47
150, 000 百万円以上 200, 000 百万円未満	168	800 百万円以上 1, 000 百万円未満	44
120, 000 百万円以上 150, 000 百万円未満	159	600 百万円以上 800 百万円未満	42
100, 000 百万円以上 120, 000 百万円未満	150	500 百万円以上 600 百万円未満	40
80, 000 百万円以上 100, 000 百万円未満	141	400 百万円以上 500 百万円未満	38
60, 000 百万円以上 80, 000 百万円未満	133	300 百万円以上 400 百万円未満	36
50, 000 百万円以上 60, 000 百万円未満	126	250 百万円以上 300 百万円未満	34
40, 000 百万円以上 50, 000 百万円未満	119	200 百万円以上 250 百万円未満	32
30, 000 百万円以上 40, 000 百万円未満	112	150 百万円以上 200 百万円未満	30
25, 000 百万円以上 30, 000 百万円未満	106	120 百万円以上 150 百万円未満	28
20, 000 百万円以上 25, 000 百万円未満	100	100 百万円以上 120 百万円未満	26
15, 000 百万円以上 20, 000 百万円未満	94	80 百万円以上 100 百万円未満	24
12, 000 百万円以上 15, 000 百万円未満	89	60 百万円以上 80 百万円未満	23
10, 000 百万円以上 12, 000 百万円未満	84	50 百万円以上 60 百万円未満	22
8, 000 百万円以上 10, 000 百万円未満	79	40 百万円以上 50 百万円未満	21
6, 000 百万円以上 8, 000 百万円未満	75	30 百万円以上 40 百万円未満	19
5, 000 百万円以上 6, 000 百万円未満	71	25 百万円以上 30 百万円未満	18
4, 000 百万円以上 5, 000 百万円未満	67	20 百万円以上 25 百万円未満	17
3, 000 百万円以上 4, 000 百万円未満	63	15 百万円以上 20 百万円未満	16
2, 500 百万円以上 3, 000 百万円未満	59	12 百万円以上 15 百万円未満	15
2, 000 百万円以上 2, 500 百万円未満	56	10 百万円以上 12 百万円未満	14
1, 500 百万円以上 2, 000 百万円未満	53	10 百万円未満	13
1, 200 百万円以上 1, 500 百万円未満	50		

(別紙－２)

B 自己資本額

点数	6 0	5 2	4 5	3 7	3 0
業種別年間 平均完成業務 (受注・納入)高	自 己 資 本 額				
120,000 百万円以上	56,000 百万円以上	24,000 百万円以上	17,000 百万円以上	10,000 百万円以上	
		56,000 百万円未満	24,000 百万円未満	17,000 百万円未満	10,000 百万円未満
60,000 百万円以上	17,000 百万円以上	10,000 百万円以上	6,500 百万円以上	3,500 百万円以上	
120,000 百万円未満		17,000 百万円未満	10,000 百万円未満	6,500 百万円未満	3,500 百万円未満
30,000 百万円以上	6,500 百万円以上	3,500 百万円以上	2,500 百万円以上	1,800 百万円以上	
60,000 百万円未満		6,500 百万円未満	3,500 百万円未満	2,500 百万円未満	1,800 百万円未満
15,000 百万円以上	3,300 百万円以上	1,800 百万円以上	1,100 百万円以上	740 百万円以上	
30,000 百万円未満		3,300 百万円未満	1,800 百万円未満	1,100 百万円未満	740 百万円未満
8,000 百万円以上	1,400 百万円以上	840 百万円以上	470 百万円以上	290 百万円以上	
15,000 百万円未満		1,400 百万円未満	840 百万円未満	470 百万円未満	290 百万円未満
4,000 百万円以上	510 百万円以上	290 百万円以上	170 百万円以上	70 百万円以上	
8,000 百万円未満		510 百万円未満	290 百万円未満	170 百万円未満	70 百万円未満
2,000 百万円以上	280 百万円以上	150 百万円以上	90 百万円以上	47 百万円以上	
4,000 百万円未満		280 百万円未満	150 百万円未満	98 百万円未満	47 百万円未満
1,000 百万円以上	120 百万円以上	75 百万円以上	44 百万円以上	22 百万円以上	
2,000 百万円未満		120 百万円未満	75 百万円未満	44 百万円未満	22 百万円未満
500 百万円以上	66 百万円以上	38 百万円以上	21 百万円以上	6.4 百万円以上	
1,000 百万円未満		66 百万円未満	38 百万円未満	21 百万円未満	6.4 百万円未満
250 百万円以上	34 百万円以上	19 百万円以上	12 百万円以上	2 百万円以上	
500 百万円未満		34 百万円未満	19 百万円未満	12 百万円未満	2 百万円未満
100 百万円以上	17 百万円以上	9.8 百万円以上	4.7 百万円以上	1.5 百万円以上	
250 百万円未満		17 百万円未満	9.8 百万円未満	4.7 百万円未満	1.5 百万円未満
50 百万円以上	9.3 百万円以上	4.4 百万円以上	1.7 百万円以上	0.4 百万円以上	
100 百万円未満		9.3 百万円未満	4.4 百万円未満	1.7 百万円未満	0.4 百万円未満
25 百万円以上	5.9 百万円以上	2.8 百万円以上	1.1 百万円以上	0.4 百万円以上	
50 百万円未満		5.9 百万円未満	2.8 百万円未満	1.1 百万円未満	0.4 百万円未満
25 百万円未満	4.9 百万円以上	2.7 百万円以上	1 百万円以上	0.2 百万円以上	
		4.9 百万円未満	2.7 百万円未満	1 百万円未満	0.2 百万円未満

(別紙－２)

C 総職員数

点数	3 0	2 6	2 2	1 9	1 5
業種別年間 平均完成業務 (受注・納入)高	総 職 員 数				
120,000 百万円以上	4, 8 0 0人以上	3, 2 0 0人以上 4, 7 9 9人以下	2, 3 0 0人以上 3, 1 9 9人以下	1, 7 7 0人以上 2, 2 9 9人以下	1, 7 6 9人以下
60,000 百万円以上 120,000 百万円未満	2, 7 0 0人以上	2, 0 0 0人以上 2, 6 9 9人以下	1, 3 8 0人以上 1, 9 9 9人以下	1, 0 3 0人以上 1, 3 7 9人以下	1, 0 2 9人以下
30,000 百万円以上 60,000 百万円未満	1, 6 0 0人以上	1, 0 9 0人以上 1, 5 9 9人以下	8 0 0人以上 1, 0 8 9人以下	6 7 0人以上 8 7 9人以下	6 6 9人以下
15,000 百万円以上 30,000 百万円未満	8 8 0人以上	6 3 0人以上 8 7 9人以下	4 5 0人以上 6 2 9人以下	2 5 2人以上 4 4 9人以下	2 5 1人以下
8,000 百万円以上 15,000 百万円未満	4 6 0人以上	3 3 0人以上 4 5 9人以下	2 0 6人以上 3 2 9人以下	1 2 9人以上 2 0 5人以下	1 2 8人以下
4,000 百万円以上 8,000 百万円未満	2 4 0人以上	1 7 0人以上 2 3 9人以下	1 0 5人以上 1 6 9人以下	6 4人以上 1 0 4人以下	6 3人以下
2,000 百万円以上 4,000 百万円未満	1 2 5人以上	8 2人以上 1 2 4人以下	5 3人以上 8 1人以下	3 0人以上 5 2人以下	2 9人以下
1,000 百万円以上 2,000 百万円未満	6 7人以上	4 3人以上 6 6人以下	2 8人以上 4 2人以下	1 8人以上 2 7人以下	1 7人以下
500 百万円以上 1,000 百万円未満	3 8人以上	2 4人以上 3 7人以下	1 4人以上 2 3人以下	9人以上 1 3人以下	8人以下
250 百万円以上 500 百万円未満	2 3人以上	1 4人以上 2 2人以下	8人以上 1 3人以下	5人以上 7人以下	4人以下
100 百万円以上 250 百万円未満	1 4人以上	8 人以上 1 3 人以下	4 人以上 7 人以下	2 人以上 3 人以下	1 人
50 百万円以上 100 百万円未満	8 人以上	6 人以上 7 人以下	4 人以上 5 人以下	2 人以上 3 人以下	1 人
25 百万円以上 50 百万円未満	6 人以上		2 人以上 5 人以下		1 人
25 百万円未満	4 人以上		2 人以上 3 人以下		1 人

(別紙－２)

D 技術職員数

区 分		点 数	区 分		点 数
1人～	4人	26	390人～	509人	116
5人～	9人	32	510人～	669人	122
10人～	14人	38	670人～	869人	128
15人～	19人	44	870人～	1,129人	134
20人～	29人	50	1,130人～	1,459人	140
30人～	39人	56	1,460人～	1,899人	146
40人～	49人	62	1,900人～	2,469人	152
50人～	64人	68	2,470人～	3,209人	158
65人～	84人	74	3,210人～	4,179人	164
85人～	109人	80	4,180人～	5,429人	170
110人～	139人	86	5,430人～	7,059人	176
140人～	179人	92	7,060人～	9,179人	182
180人～	229人	98	9,180人～	11,929人	186
230人～	299人	104	11,930人～	15,499人	194
300人～	389人	110	15,500人～		200

備考 区分の数値は、次の式により算出する。
 測量・建設等コンサルタント「2×技術職員数」

E 営業年数

区分	5年未満	5年以上15年未満	15年以上25年未満	25年以上35年未満	35年以上
点数	10	20	30	40	50

(別紙－２)

別表第２（第６条関係）

等級区分（工事）

区 分	A	B	C	D
土 木	1200点以上	750点以上1200点未満	650点以上750点未満	650点未満
建 築	1200点以上	750点以上1200点未満	650点以上750点未満	650点未満
舗 装	1000点以上	750点以上1000点未満	750点未満	
電 気 管 機 械 施 設 その他設備	1000点以上	750点以上1000点未満	750点未満	
造 園	700点以上	700点未満		
その他	700点以上	700点未満		

別表第３（第６条関係）

等級区分（委託）

区 分	A	B	C
測 量 土木設計 建築設計	240点以上	200点以上 240点未満	200点未満
地質調査 補 償 水質調査 環境調査 管渠調査 漏水等調査	240点以上	240点未満	
その 他 委 託	等級区分なし		